

熊本市自治推進委員会への提案

平成22年8月3日

委員長 上野眞也 様

熊本市自治基本条例をより良くする会
(通称：より良くする会)

会長 西村 文雅

事務局 浦崎 勇一

主旨

今回示されました「(仮称)市民参画と協働の推進条例のコンセプト(正副委員長案)」に関して、提案と要望をいたしますので、委員会への配付および委員会での検討をお願いいたします。

「情報共有と市民参画・協働の拡充推進条例」のコンセプト（第一次案）

1 名称…「情報共有と市民参画・協働の拡充推進条例」

（提案）「情報共有」と「拡充」を入れるべきである

（理由）

①自治基本条例4条「自治運営の基本原則」にもとづく条例

(1)情報共有 (2)参画 (3)協働

② 25条-3「情報提供」、30条-1「参画」・4「協働」で「仕組みを整備」することを明記

③ 31条「参画と協働を拡充推進するため」の条例

2 作成の指針

①広範な市民が**拡充推進**に参画協働できる機会を**拡充推進**する条例にする。

②参画協働を**拡充推進**するために個別的具体的に内容を条例に記載する。

③情報公開と情報共有を**拡充推進**するために個別的具体的に内容を条例に記載する。

④自治基本条例を指針として検討する。

⑤市民の提案権・意見表明権を保障するために、申し出があった場合、自治推進委員会への市民からの提案を積極的に受け、市民が意見表明、説明する機会を設ける。

⑥検討の過程を市民に公開し、検討結果に対して説明責任を果たす。

⑦ ①②を**拡充推進**するためにも、盛り込む内容を検討するだけでなく条文も検討すべきである。

3 **総則**（Aに関して）

(1)目的

自治基本条例に基づき

①市民の「情報を取得する権利」「参画権・意見表明権・提案権」を保障する

②「情報共有」「参画」「協働」を**拡充推進**する仕組みを整備する

個別条例として制定する（自治基本条例25条-3、30条-1・4）

(2)定義

用語の意味を定める。

参画と協働の意味の**拡充**

とくに「市政」と「まちづくり」の意味を明確化する。

「まちづくり」は「地域づくり」に等

（理由）合併した農村部では「まちづくり」ではピンと来ないため

4 **参画**（Bに関して）

(1)住民参画制度の確立

①対象：「企画」「実施」「評価」

総合計画をはじめとする各計画の策定・進行管理・評価・改定・廃止のとき

条例、規則及び要項（政策・計画、事業の基準等を定めるもの）を制定・改廃

予算の編成及び決算のとき

住民の生活に重要な影響を及ぼす方針、政策及び計画の策定・改定のとき

行政評価の実施の時

②形態

③参加手続き

④提案制度の確立

(2)とくに重要な方法として、審議会、無作為抽出による市民会議、ワークショップ、懇談会、公聴会、アンケート、パブリックコメント等、市民参画を**拡充推進**する制度について定める。

「審議委員の公募制度の確立」「公募委員の選考委員会（第三者機関）の設置」など

5 情報共有

(1) 情報公開・共有の原則

市政に関する情報の公開と提供が参画・協働にとって前提であり、透明性の高い市政運営にとっても不可欠である。

(2) 行政の意思決定過程における情報の共有

- ①課題・目的の設定及びその背景、経過、理由
- ②市民提案及び検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由
- ③他の自治体の類似する政策・計画等との比較検討状況
- ④総合計画における位置づけ
- ⑤当該政策・計画に関係ある法令及び条例等
- ⑥政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の状況
- ⑦将来にわたる政策・計画等のコストの計算結果
- ⑧政策・計画等にかかる住民参加の状況

(3) 情報公開制度の確立

(4) 情報収集及び管理

(5) 説明及び応答責任

市民に対して説明を行い、市民からの意見・質問等に対して誠実に説明・応答をする

6 協働 (Cに関して)

(1) 協働の推進の基本原則とルールを定める

- ①市は、市民との協働を推進し、対等な立場で目的を共有し、相互の立場を尊重し、協力して目的を達成します。
- ②市民と市長等は、対等な立場で協議し、協定を締結して、公共的目的を達成します。
- ③市民は、市長等に対して、協働の提案をすることができます。(協働提案権)
- ④市長等は、前項の市民からの協働の提案があった場合は、これに対して誠実に対応し、協働について協議する場を設けます。

(3) 市民協働事業選定・評価委員会の設置

住民と市長等間の協働するための第三者機関として、市民協働事業選定・評価委員会を設置します。

- ①対象 ②審査 ③毎年、年次報告書を作成し、公表

7 情報共有と参画協働の拡充推進のための制度 (Dに関して)

特定の区域や特定の分野の課題解決のためだけでなく、B(1)①で示したように市政全般を参画の対象とし、参画と協働の前提である市民と行政の「情報共有」と「合意形成の仕組み」整備することを定める。

(5) 毎年度の参画・協働の取り組みの検証と公表するために第三者委員会を設置する

- ①情報共有推進評価委員会
- ②参画推進評価委員会
- ③協働推進評価委員会
- ④まちづくり(地域づくり)推進委員会

- (6)「市政に関し意見を表明し、又は提案する権利」「市政に関し説明を求める権利及び学習をする権利」を明記

【要望】

- (1) 議論を効果的に進めるために、条例の起草委員会を設ける。
その際には、自治推進委員だけでなく、起草委員を募集する。
- (2) 市政への市民の参画と協働を推進するために、自治推進委員会が主催する「地域ごとの説明会」「市民を対象とした条例の学習会、シンポジウム」の開催を求めます。